

施設見学記録(12) 京都少年鑑別所

永 田 憲 史

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 浪速少年院 (五五卷六号) | 岩国刑務所 (五七卷六号) |
| 宇治少年院 (五六卷一号) | 京都刑務所 (五八卷二号) |
| 京都医療少年院 (五六卷四号) | 阿武山学園 (五八卷四号) |
| 三重刑務所 (五七卷一号) | 姫路少年刑務所 (五九卷五号) |
| 宮川医療少年院 (五七卷四号) | 交野女子学院 (五九卷六号) |
| 神戸刑務所 (五七卷五号) | 京都少年鑑別所 (本号) |

今回は、京都少年鑑別所の様子を紹介する。京都少年鑑別所は、少年鑑別所の一つである。京都府内唯一の少年鑑別所である。京都少年鑑別所の見学は、平成二〇年(二〇〇八年)十一月に、大学院生一名に加えて、私の担当する平成二〇年度(二〇〇八年度)専門演習A・Bの受講生及び平成二二年度(二〇〇九年度)専門演習Iの受講予定者のうち、希望者を引率して行なった。

一、はじめに

京都少年鑑別所は、京都大学の本部キャンパスに程近い、京都市左京区の鴨川東岸の市街地にある。下鴨神社そばにある京都家

庭裁判所までは、約八〇〇メートルほどである。

京都少年鑑別所の現庁舎は、昭和四五年（一九七〇年）に建設されたもので、全国の少年鑑別所の庁舎の中で最も古い。

京都少年鑑別所は、原則として京都府内で事件を起こした少年を収容している。もっとも、保護者の居住地の管轄である家庭裁判所で審判が行なわれることが多いため、保護者が京都府内在住であって、京都家庭裁判所で審判が行なわれる場合には、他の都道府県で事件を起こした少年であっても、収容している。

まず、施設の概要や鑑別の内容などを所長からお話いただいた後、所長及び庶務課長の案内で所内の見学を行ない、その後、質疑応答の時間が設けられた。

二、処遇の内容

少年鑑別所は、収容鑑別、在宅鑑別、依頼鑑別、一般少年鑑別を行なっているが、以下では、特記なき限り、少年鑑別所の役割のうち最も重要な収容鑑別について延べることとする。

京都少年鑑別所の収容定員は七七名であり、少年鑑別所としては中規模である。近年、収容者数が収容定員の半数を超えることはあまりない。例えば、平成一九年（二〇〇七年）には、最も多いときでも、四一人（五三％）であった。そのため、単独室での処遇を原則としており、集団室はほとんど利用されていない。

平成一九年（二〇〇七年）の新規収容者数は五二六人で、このうち、女子少年は四三人（八％）であった。女子少年比の全国平均が約一二％であることと比べると、やや低い割合に留まっている。

平成一九年（二〇〇七年）における送致事由別に見ると、全体及び男子少年の場合、窃盗、暴行・傷害、道路交通法違反の順が多い。女子少年の場合、窃盗、覚せい剤取締法違反、暴行・傷害の順となっている。

少年の家族関係を見ると、実母のみが四〇％、実父母が三五％、実父が一二％となっている。近年、実父母がいる事例が減少し、

実母のみの事例が増加している。

職員は事務職員を含めて二九名である。このうち、観護を担当し、日常生活全般を通して行動観察を行なう法務教官が一五名（うち女性一名）、考査を担当し、心理学の知見に基づき鑑別方針の設定を行ない、心理検査や鑑別面接を行なう鑑別技官が六名（うち女性三名）、身体検査、健康診断、診察、治療を行なう医務を担当する医官が二名である。医官の内訳は、内科医が一名、精神科医が一名となっている。

原則として、午前七時起床、午後九時就寝としている。收容前には、昼夜逆転の生活を送っていた少年が多いため、規則正しい生活をすることを重視している。日中は、読書、絵画、パズルなどの課題の実施、各種の検査、面会、運動、清掃等が日課となっている。夜間は、日記や手紙を書くことを求めている。また、テレビの視聴が一日一時間認められている。番組は施設側である程度選択している。

このように、規則正しい生活を行なうとともに、職員がカウンセリング・マインドを持って受容的に傾聴することを通して、日常生活と切り離された落ち着いた環境という「場の力」を利用することで、少年に対して診断への動機付けを行ない、少年の問題性を発見し、少年自身が自己の問題性に気付くことが目指されている。受容的・非指示的である点が少年院でのカウンセリングとの違いである。

入所後、数日間は、精神的に落ち着かないことが多く、自殺等の危険性が高いため、教官室の近くに收容し、注意を払うことが多い。

少年法等の改正（平成一二年法律第一四二号）により、観護措置期間が最長四週間から最長八週間（少年法一七条三項、四項、九項）に延長されたことを受けて、当所でも否認事件などで約八週間收容した例が散見できる。証人尋問等で精神的に追い詰められることも多く、心情の安定に留意している。個別面接等を手厚く行ない、動静に注意を払っている。また、鑑定留置（少年法一四條・刑訴法一六七條）の場合も、精神的に問題を抱えていることが多いため、同様に心情の安定に留意している。

法務教官、鑑別技官、医官により、判定会議が開かれ、その結論を受けて、鑑別技官によって鑑別結果通知書が作成される。鑑別結果通知書で示される処遇意見は、審判の結果と七割乃至八割程度一致している。一致しない理由としては、鑑別結果通知書の作成にあたって、社会調査の結果を参考にすることができないためであると考えている。

食事は、三食とも、外部の業者からの弁当で賄っている。

入浴は週三回であり、これ以外に夏季にはシャワーを利用できる日が設けられている。一度に五人乃至六人ずつ入浴している。

運動は、男女に分けて行なっている。男子少年は女子少年に比べて数が多いため、一〇人ぐらいつのグループに分けて行なっている。もっとも、最近、運動をしたくないという少年が少なくないため、運動に代えて、土いじりなどを促すこともある。

共犯の少年については、接触しないよう、入浴や運動の時間をずらしている。また、中学生は、悪風感染を防ぐため、中学生以外と接触しないよう、入浴や運動の時間をずらしている。

冷暖房はない。夏季には、大型の扇風機を廊下に置き、通風を良くしようと努めている。

衣類は官給である。青色のジャージを着用する。下着のみ自弁が可能である。

毛髪について指示は行なわない。審判を控えて、保護者等から髪を黒く染めるよう差入がなされる場合も少なくない。

義務教育を受けている少年に対しては、義務教育の機会が奪われてしまうため、保護者等により差入れられた教科書や学習書等の利用、施設備付けのドリル等の利用、外部講師による補習で対処している。外部講師による補習は、月に二回、英語と数学を希望者に対して行なっている。英語についてはアルファベットが覚えられない少年も少なくなく、数学については小学校の算数の段階から躓いている少年が多い。例えば、分数の計算が分からない少年が多い。学校の勉強には付いていけなかったと思われる少年が大多数を占めている。

保護者等との面会は、平日は毎日可能である。中には毎日面会に訪れる保護者もいる。一回の面会時間は初度には一時間程度認

められることもあるが、以後は、原則として二〇分乃至三〇分程度としている。これは、面会室が二部屋しかないためである。面会を待っている他の保護者がいない場合には、面会時間を伸長することもある。また、収容されている少年の保護者等が京都府北部在住で遠方であるなど特段の事情がある場合、土曜日や日曜日の面会も認めている。

教育相談センターを併設して一般少年鑑別も行なっており、年間五〇件乃至六〇件の依頼がある。母親から非行の初期の段階での依頼が多い。

三、施設の様子

建物は、老朽化が進んでいる印象を強く受けた。

まず、審判室、いわゆる出張審判廷を見学した。少年が治療中などの理由で家庭裁判所に押送して審判をすることが適切でない場合に、月に一回乃至二回程度利用されるところのことであった。審判室は手狭で、少年法等の改正（平成二〇年法律第七一号）により、被害者等の少年審判の傍聴が可能（少年法二二条の四）となったものの、被害者等が傍聴するスペースが十分に取れないため、改装する必要があるとの説明を受けた。

次に、入退所室を見学した。少年は入所するとすぐにここで官給のジャージに着替える。また、審判期日に出頭する際には、ここで自己の衣類に着替える。

続いて、調査室を見学した。こじんまりした部屋にラウンドテーブルと椅子が置かれていた。

また、面接室を見学した。調査室とほぼ同じ作りで、少年が鑑別技官の面接を受けているのが垣間見えた。

さらに、医務室を見学した。公立の小中学校の保健室のような雰囲気であった。

そして、教育相談センターの一般少年鑑別に利用される相談室を見学した。二人がけのソファが二つ置かれていた。

最後に、寮と呼ばれる少年の暮らす二階建ての建物をグラウンドから見学した。少年が在室しており、少年のプライバシー権

保護のため、内部は見学できなかった。居室は、刑務所等の居室に類似しており、三畳ほどのスペースと板の間で構成されていること、トイレ、流し台、テレビが設置されていること、机があること、ベッドはなく、布団を敷いて就寝すること等の説明を受けた。グラウンドは、矯正施設には珍しく、芝生であり、バスケットボールのゴールが設置されていた。グラウンドの外にはマンションが立ち並んでおり、運動中の少年の姿が容易に見えてしまうという問題点がある。過去には、収容中の少年の知人が周辺のマンションに侵入し、廊下から収容中の少年に声掛けを行なったため、警察へ通報する事態も発生しているとの説明を受けた。

なお、面会室は使用中であったため、見学できなかった。

四、感 想

面接室で鑑別技官から面接を受けている少年の姿を垣間見たが、少年院に収容されている少年に比べて、落ち着きがないように感じられた。こうした段階の少年の内面に四週間乃至八週間で踏み込み、鑑別結果をまとめていくことは、大変なことであると改めて考えさせられた。少年が少年鑑別所に収容されている期間は短いものの、少年の改善・更生の土台を作るために、少年鑑別所が極めて重要な役割を果たしていることを再認識した。

建物は相当老朽化しており、建て替えの必要性が窺われた。現在地は、マンション等の住宅が密集する地域であり、建て替えがスムーズに行なわれるかどうかは、不透明な部分もあろう。しかし、家庭裁判所に近い場所に少年鑑別所が位置することは、家庭裁判所調査官の調査や審判の際の少年の押送の効率性の観点から、重要であると思われる。早急にスムーズに建て替えがなされることを期待したい。

* 御多忙の折、参観のお世話をいただいた所長及び庶務課長はじめ職員の方々にこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。